

高齢者・障がいのある方へ

バス・鉄道・タクシーの乗車券などを交付

高齢者や障がいのある方の外出を支援するため、神姫バス、神姫ゾーンバス、神戸電鉄、タクシーの乗車券などを交付します。

▼対象者

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ・70歳以上の方（昭和25年4月1日までに生まれた方）
- ・身体障害者手帳第1種の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

▼乗車券などの種類

次の中から1人1枚（冊）交付します。

- 神姫バス・神姫ゾーンバス
- ・ニコパカード引換券
- ・ニコパカードチャージ券
- 神戸電鉄福祉乗車券
- タクシー利用助成券

〈表〉助成券交付日時・会場

月日	時間	会場
4月4日(木)	午前9時30分～午後3時30分	市民活動センター(旧福祉会館)
4月5日(金)	午前9時30分～午後3時30分	緑が丘町公民館
4月8日(月)	午前9時30分～午後3時30分	自由が丘公民館
	午前9時～午後4時	吉川健康福祉センター
4月9日(火)	午前9時30分～11時30分	細川町公民館
	午後1時30分～3時30分	別所町公民館
4月10日(水)	午前9時30分～午後3時30分	青山公民館
	午後1時30分～3時30分	志染町公民館
4月11日(木)	午前9時30分～11時30分	三木南交流センター
	午後1時30分～3時30分	口吉川町公民館

・4月12日(金)以降は市役所・吉川健康福祉センターで手続きができます。

○神姫バス福祉回数乗車券
○神姫ゾーンバス回数乗車券
▼負担金
乗車券1枚(冊)500円の負担金が必要です(高齢者の方で平成30年度住民税非課税の方は負担金なし)。

高齢者・障がいのある方へ

神戸電鉄福祉バスを交付

高齢者および障がいのある方の社会参加と神戸電鉄の利用促進を目的に、「三木市神戸電鉄福祉バス(神戸電鉄利用促進カード)」を交付します。



▼対象者

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- 70歳以上の方(昭和25年4月1日までに生まれた方)
- 身体障害者手帳第1種の方
- 療育手帳A判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方

▼内容

神戸電鉄全線が8日分乗り放題(連続でなくても可、有効期限・2020(平成32)年3月31日まで)

▼自己負担額 2,800円(1日当たり350円)

▼交付枚数 1人1枚

▼申請方法 4月初旬に対象者へ申請書を送ります。申請書を持参し、申請書に記載の交付会場にお越しください。交付会場での交付終了後も、市役所2階交通政策課または吉川健康福祉センターで申請できます。

問・申請(市)交通政策課

金婚夫婦を祝福

祝い状・記念写真を贈呈

結婚50年目を迎える夫婦のさらなる健康を願って祝い状と記念写真を贈ります。該当する方は市役所3階福祉課または吉川健康福祉センターで手続きをしてください。記念写真撮影券を送りますので、



券に記載されている指定の写真店で撮影してください。

▼対象 昭和45年中またはそれ以前に結婚し、市内に居住する夫婦でこの制度を利用していない方

問・申請(市)福祉課

▼申請方法
4月初旬に対象者へ通知はがき(交付申請書)を送ります。必要事項を記入・押印の上、上記の〈表〉の交付会場に持参してください。障がいのある方は、上記の手帳もあわせてお持ちください。

・乗車券などの交付は年1回で払い戻しや交換はできません。
・代理の方でも手続きができます。

問・申請(市)福祉課(高齢者)
・(市)障害福祉課(障がいのある方)

高齢者の方へ

温泉施設等利用助成券を交付

高齢者の方に、市内4施設の温泉施設等利用助成券(無料)を交付します。

▼対象者

市内に住所がある70歳以上の方(昭和25年4月1日までに生まれた方)

▼対象施設

- 吉川温泉よかたん
- 天然温泉 湯庵
- 竹乃湯温泉
- 天然温泉延羽の湯 ネスタリゾ 1ト神戸

▼交付枚数

1冊(300円×10枚)

▼申請方法

対象者へ通知はがき(バス等運賃助成と同じ)を送ります。上記の

〈表〉の交付会場で行ってください。

▼利用方法

助成券を持参し、助成額を除いた入浴料金などをお支払いください。詳しくは、利用前に施設へ確認してください。

問・申請(市)福祉課



福祉タクシー・リフト付きタクシー
初乗り運賃を助成

市と契約しているタクシー会社を利用する場合、初乗り運賃を助成します。

▼対象者

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級・2級の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

▼乗車券などの種類

いずれかを1人1冊交付します。
福祉タクシー券
リフト付きタクシー券

▼申請方法

4月初旬に対象者へ通知はがき(交付申請書)を送ります。必要事項を記入・押印の上、上記の手帳とあわせて10ページの〈表〉の交付会場または市役所3階障害福祉課に持参してください。

・交付は年1回で交換はできません。
・代理の方でも手続きができます。

問・申請(市)障害福祉課

はり・きゅう・マッサージ等
施術所利用券の交付

身体障害者手帳を持つ方が、施術所(利用券に記載)で、はり・きゅう・マッサージ・あんま・指圧の施術を受ける場合、費用の一部を助成します。ただし、各種保険診療による治療(保険証を使った施術)には利用できません。

▼対象者

市内に住所があり、身体障害者手帳を持つ方

▼助成内容

1,500円/回を助成する利用券を年間12枚交付

▼有効期限

2020(平成32)年3月31日

▼申請方法

10ページの〈表〉の交付会場または市役所3階障害

福祉課に身体障害者手帳、印鑑を持参してください。申請書は会場にあります。

・交付は年1回です。

・代理の方でも手続きができます。

問・申請(市)障害福祉課